

9月広報事項①

【件名】

9月は、固定資産税・都市計画税第2期分の納期です（23区内）

【内容】

9月は、23区内の固定資産税・都市計画税第2期分の納期です。6月にお送りした納付書により、9月30日（水）までにお納めください。

納税には、安心して便利な口座振替がご利用いただけます。詳しいお申込方法は、主税局徴収部納税推進課までお問い合わせください。

また、金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキングやモバイルバンキング、パソコンやスマートフォン等からクレジットカードでも納付できます。さらに、スマートフォン決済アプリでも納付できますので、ぜひご利用ください。

9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、9月30日（水）までにお納めください。

＜ご利用になれる納付方法＞

口座
振替

※2019年4月から、Webでも申込みを受け付けています。

クレジット
カード

※インターネットの専用サイト（都税クレジットカードお支払サイト）にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます（税額に応じた決済手数料がかかります。）。詳しくは、都税クレジットカードお支払サイトをご覧ください。

A T M
インターネット
モバイル
バンキング

※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※ （ペイジーマーク）の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。

※領収証書は発行されません

（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）。

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。

※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>）「税金の支払い」をご覧ください。

スマホ
アプリ

《NEW（2020年6月から）》 利用できるアプリ： PayPay  LINE Pay

※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。

※領収証書は発行されません

（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）。

コン
ビニ

※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。

※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。

窓口

金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口

※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により納税を猶予する徴収猶予の制度があります。詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

安心 便利 な 口座振替 をご利用ください!

令和2年8月11日（火）までに（Web口座振替は9月10日（木）までに）お申込みいただくと、9月の第2期分から口座振替をご利用いただけます。

●パソコンやスマートフォンから東京都主税局の専用Webサイトにアクセスし、画面に従って必要事項を入力してお申込みください。

専用Webサイト：https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/web_kouzafurikae.html

●主税局ホームページからダウンロード専用依頼書を印刷し、必要事項をご記入の上郵送してください。

●預（貯）金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参の上、金融機関または郵便局の窓口へお申込みください。

●口座振替依頼書（ハガキ式）に必要事項をご記入の上、ポストに投函してください。

＜口座振替のお問い合わせ先＞

主税局徴収部納税推進課（03-3252-0955）

※受付時間は平日9時～17時です。電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

9月広報事項②

【件名】

小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【内容】

東京都では、中小企業者等を税制面から支援するため、昨年度に引き続き、23区内の小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税について、令和2年度分の税額を2割減免します。

減免を受けるためには申請が必要です。ただし、同一区内で前年度に減免を受けられた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

詳しくは、お持ちの土地が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

昨年度に引き続き、令和2年度も

小規模非住宅用地の

固定資産税・都市計画税を減免します

23区内



減免対象 一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分
ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限りです。

減免割合 固定資産税・都市計画税の税額の2割

減免手続 減免を受けるためには、申請が必要です。
まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、「固定資産税の減免手続きのご案内」を送付します。
減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※ 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

【お問い合わせ先】土地が所在する区にある都税事務所

9月広報事項③

【件名】

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【内容】

- (1) 昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和3年3月31日までに新築された住宅について、一定の要件を満たす場合、新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税が全額減免（減免の対象となる戸数は建替え前の家屋により異なります。）されます。また、新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば対象となります。

上記以外の要件として、①新築された住宅の居住部分の割合が当該家屋の1/2以上であること、②建替え前の家屋を取り壊した日の前後各1年以内に新築された住宅であること、③建替え前の家屋と新築された住宅がともに23区内にあること、④新築された日の属する年の翌年の1月1日（1月1日新築の場合は、同日）において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の1月1日における所有者と、同一の者が所有する住宅であること、⑤新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること、⑥新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末までに減免申請することが必要です。

- (2) 昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和3年3月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように一定の要件を満たす改修工事を行った場合、工事完了日の翌年度（1月1日完了の場合はその年度）1年度分*、居住部分で1戸あたり120㎡相当分まで固定資産税・都市計画税が耐震減額適用後全額減免されます。

*住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分。

上記以外の要件として、①耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の1/2以上であること、②耐震改修に要した費用の額が1戸あたり50万円を超えていること、③建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること、④改修が完了した日から3ヶ月以内に減免申請することが必要です。

いずれの減免を受ける場合にも、申請が必要です。(1)の場合には「固定資産税減免申請書」、(2)の場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。なお、建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますので、ご注意ください。詳しくは23区内の各都税事務所までお問い合わせください。

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

<耐震化のための建替え>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和3年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

申請期限

新築した年の翌々年の2月末
（1月1日新築の場合は翌年の2月末）

<耐震化のための改修>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和3年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したものの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度（1月1日完了の場合はその年度）分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から3ヶ月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

9月広報事項④

【件名】

災害等により甚大な被害を受けた方に対する都税の減免や納税の猶予の制度があります

【内容】

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方に対して、被災の程度等によって都税を軽減または免除する制度があります。

減免の対象となる都税は、固定資産税・都市計画税（23区内）、不動産取得税、個人事業税などです（固定資産税・都市計画税（23区内）、個人事業税は納期限までに申請が必要です）。

また、被災により都税を一度に納めることができない場合には、一括での納税が猶予され、分割などでご納付いただける納税の猶予の制度もあります。

いずれの制度も納税者ご本人による申請が必要です。詳しくは所管の都税事務所にお問い合わせください。

災害等により甚大な被害を受けた方に対して都税を減免する制度があります

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方に対して、被災の程度等によって税金を軽減または免除する制度があります。

減免する場合

床上浸水（不動産取得税を除く）、崖崩れ、家屋損壊等の被害のうち、一定程度以上の被災を受けた場合

減免の対象となる都税

固定資産税・都市計画税（23区内）、不動産取得税、個人事業税 など

※固定資産税・都市計画税、個人事業税については、一度課税された税金のうち、納期限前のものに限られます。

減免を受けるための手続き

減免を受けるためには、納期限までに、納税者ご本人からの申請が必要です。

被災された方は、区市町村（火災の場合は消防署）で発行する「り災証明書」など、被災の事実を証明する書類を添えて、所管の都税事務所まで申請してください。

また、被災により、都税を一度に納めることができない場合には、一括での納税が猶予され、分割などでご納付いただける納税の猶予の制度もあります。なお、納税の猶予を受ける場合にも、申請が必要となります。

☆ 詳しくは、所管の都税事務所までお問い合わせください。

9月広報事項⑤

【件名】

中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～

【内容】

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量 1,500kI 以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています) *空調設備 (エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備 (LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備 (小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備 (太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額 (上限 2,000 万円) の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人) 翌事業年度等、(個人) 翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人) 令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人) 令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限 (申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日) までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管都税事務所の法人事業税・個人事業税班
 - ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター (クール・ネット東京) 03-5990-5091

9月広報事項⑥

【件名】

大法人の電子申告が義務化されました

【内容】

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXによる提出が義務化されました。

また東京都では、令和2年10月発送分から対象法人への申告書類送付物を変更します。

大法人の電子申告が義務化されました

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXによる提出が義務化されました。

制度の概要について、以下のとおりお知らせします。

■ 対象税目

法人事業税、特別法人事業税及び法人住民税

■ 対象法人

大法人とは、以下の(1)及び(2)に掲げる内国法人をいいます。

- (1) 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- (2) 相互会社、投資法人及び特定目的会社

■ 適用開始事業年度

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

■ 対象申告書等

確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

また東京都では、令和2年10月発送分から電子申告義務化の対象法人への申告書類送付物を変更します。詳細はホームページをご覧ください。

[東京都主税局ホームページ](#)

東京都主税局

検索



●電子申告の利用方法や利用手続きについて

[eLTAX ホームページ](#)

エルタックス

検索

●国税(法人税・消費税等)の電子申告義務化について

[e-Tax ホームページ](#)

イータックス

検索

9月広報事項⑦

【件名】

都税における納税証明書は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます

【内容】

課税した事務所等に関わらず、納税証明書はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます。ただし、申告・納付後1～2週間以内に納税証明書を申請する場合は、①領収証書の原本（領収印のあるもの）②申告書の控え（受付印のあるもの）（※②は申告税目のみ）の両方を、お近くの都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）等の窓口までお持ちください。

都税における納税証明書の申請については、郵送でも受け付けております。詳しくは主税局ホームページをご確認ください。

（注）都税に関する証明等申請時には、「本人確認書類」の提示が必要です。

都税における納税証明書は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます

課税した事務所等に関わらず、納税証明書はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます（自動車税種別割に関する納税証明書（下表項番2、5）は、都税総合事務センター・自動車税事務所でも申請できます。）。下表を参照のうえ、お近くの都税事務所等で申請を行ってください。

なお、申告・納付後1～2週間以内に申請される場合は、①領収証書の原本（領収印のあるもの）②申告書の控え※（受付印のあるもの）の両方を、都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）等の窓口までお持ちください。

都税における納税証明書の申請については、郵送でも受け付けております。詳しくは、主税局ホームページをご覧ください。

※②は、法人事業税、特別法人事業税、法人都民税等申告税目の場合に限りです。

（注）都税に関する証明等申請時には、「本人確認書類」の提示が必要です。

	証明の種類	申請先事務所	郵送申請先
1	納税証明（一般用） （自動車税種別割以外）	全都税事務所、都税支所、支庁	都税証明郵送受付センター 〒112-8787 東京都文京区春日 1-16-21
2	納税証明（一般用） （自動車税種別割）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び自動車税事務所	
3	滞納処分を受けたことのないことの証明	全都税事務所、都税支所、支庁	
4	酒類製造販売の免許申請のための証明	全都税事務所、都税支所、支庁	
5	自動車税種別割納税証明 （継続検査等用）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び自動車税事務所	

【お問い合わせ先】 各都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）・都税支所・支庁

9月広報事項⑧

【件名】

● **e L T A X 電子納税が大変便利です**

【内容】

地方税共通納税システムでのe L T A X電子納税が大変便利です。インターネットバンキング等での納付に加えて、事前に登録した口座から引き落としができるダイレクト納付が出来ます。さらに、全国の自治体に一括で納付することが可能です。

詳細はe L T A Xホームページをご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

地方税共通納税システムのお知らせ

～全国の地方公共団体へ一括して納付可能～

○ダイレクト納付が実現!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納付方法です。



税理士の方など代理人による納付手続きができます!!

○全国の自治体に一括電子納付!!

個人住民税（特別徴収分）や法人二税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。



納付事務の負担が軽減されます

取扱税目

- 法人事業税・法人都民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 事業所税 ○個人住民税（特別徴収分、退職所得分）



詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス



9月広報事項⑨

【件名】

にせ都税職員にご注意ください！

【内容】

都税事務所の職員を装って、個人情報をもとに不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。

犯人の手口は、都税事務所の職員を装って電話をかけ、家族構成や職業を聞いたり、税金や医療費などが還付されるかのように偽り、ATMからお金を振り込ませようとするものです。

相手の電話番号が非通知表示であるなど、不審に感じた場合は即答せずに必ず一度電話を切り、主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）までご連絡ください。

また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

にせ都税職員にご注意ください！



都税事務所の職員を装って、家族構成や口座番号等の個人情報を不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。

相手の電話番号が**非通知表示**であるなど、不審に感じた場合は即答せずに必ず一度電話を切り、主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）までご連絡ください。

また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

<手口>

「〇〇都税事務所の〇〇です」または「〇〇都税事務所の者です」と職員を装って電話をかけてきます。その後、以下の事例のように個人情報を聞きだそうとします。

【事例1】

- ・「税務調査を行っているので、納税者の情報について確認したい」と質問してくる。
- ・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

【事例2】

- ・「誤って督促状を送付してしまった。納税者の情報について再確認したい」と質問をしてくる。
- ・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

【事例3】

- ・「税金が還付されます」、「払いすぎた医療費をお返しします」とだまし、ATMに誘い出す。
- ・ATMコーナーから指定の電話番号に電話するように指示する。
- ・指定の電話番号に電話すると、ATMの操作を言葉巧みに指示し、お金を振り込ませる。

上記の事例では、共通して**“非通知”**で電話をかけてくるようです。

東京都主税局及び都税事務所では、**非通知で電話をかけることは絶対にありません**。非通知で電話をかけてきたり、還付のためにATMの操作を求められたら、それは「にせ都税職員」です。十分ご注意ください。

【お問い合わせ先】 主税局総務部総務課相談広報班 03-5388-2925

9月広報事項⑩

【件名】

都税がスマートフォン決済アプリで納付できるようになりました

【内容】

令和2年（2020年）6月1日から、都税がスマートフォン決済アプリで納付できるようになりました。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも納付できます。詳細は、主税局ホームページをご確認ください。

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei_nouzei.html#L16

都税がスマホ決済アプリで納付できます

令和2年（2020年）6月1日から、都税がスマートフォン決済アプリで納付できるようになり、都税の納付がさらに便利になりました。

- 💡 いつでもどこでもスマホで簡単に納付ができます。
- 💡 納付書のバーコードを読み取るだけで納付ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



納付方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、納付書のバーコードを読み取るにより納付することができます。

納付できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、固定資産税（土地・家屋）・都市計画税、固定資産税（償却資産）の定期課税分及び随時課税分

1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。

利用できるアプリ

（令和2年7月1日時点）



注意事項

- 領収証書は発行されません。[※]
領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付してください。
- 納付手続き完了後に、納付を取り消すことはできません。
- 事前にアプリ内でお支払いに必要な金額をチャージする必要があります。
- バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。

主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。車検用の納税証明書が必要な方は、納付の約1週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局 HP の「AI チャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

都税 スマホ

検索

東京都主税局
ホームページ



9月広報事項⑪

【件名】

自動車税環境性能割に係る臨時的軽減の期間が延長されました

【内容】

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車に係る自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものが対象となります。

自動車税環境性能割に係る臨時的軽減の期間が延長されました

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車に係る自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものが対象となります。

◆令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車の税率

燃費基準達成度等	登録車 (新車・中古車)
電気自動車等	非課税
★★★★かつ令和2年度燃費基準+20%以上達成	
★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%以上達成	1%
★★★★かつ令和2年度燃費基準以上達成	2%
上記以外	3%

軽減後
の税率



登録車 (新車・中古車)
非課税
1%
2%

【お問い合わせ先】
東京都自動車税コールセンター
03-3525-4066 (平日9時~17時)

